

廿日市市 (広島県)

(2006年5月19日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年11月3日	合併の方式：新設・ 編入	<p>旧廿日市市 旧大野町 旧宮島町</p>
市となるべき要件の特例の適用：有 (人口要件・市の全域を含む新設合併) ・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：114,981人 (高齢化率 ⁽²⁾ 19.5%)	面積 ⁽³⁾ ：489.36k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：32人 (法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,179人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.708	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：43,291,784千円		
うち、地方税15,076,850千円、地方交付税6,218,930千円		
廿日市市・大野町合併協議会 合併特例債発行予定額14,273百万円／同限度額21,590百万円		
廿日市市・宮島町合併協議会 合併特例債発行予定額1,560百万円／同限度額10,430百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業3.1%、第二次産業27.0%、第三次産業69.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
(4)：合併時の数。 (5)：定員管理調査。 (6)：交付税台帳。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧廿日市市	87,061人	16.7%	388.22k m ²	24人	735人	0.69	85.1%
旧大野町	25,727人	27.5%	70.75k m ²	18人	257人	0.72	88.1%
旧宮島町	2,193人	37.8%	30.39k m ²	10人	75人	0.40	142.5%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
(4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、④少子高齢化> 社会経済情勢の変化に対応し、将来にわたって住民が安心して暮らせる地域社会の基盤の構築と都市総合力の強化を図る。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、③方式、④期日> <最も重視したことの具体的な内容> 合併に関する住民の理解を得るため、ホームページ、協議会情報紙、住民説明会などを通して、合併協議についての情報提供に努めた。また、合併による激変緩和措置として、最長5年間での調整を図ることとした。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>

<合併推進の具体的な活動>

執行部、議会の代表者として、住民説明会の開催や議会答弁などを通じ、住民あるいは議会に合併についての理解を得るための積極的な活動を展開した。また、合併の取り組みについては、当初から議会と執行部が一体となって進めてきた。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな合併協議は行っていない。 ・2000年に県が合併パターンを示した際に、関係する2市4町1村の首長の勉強会である「広島県西部合併問題研究会」を設置し、市町村合併についての意見交換などを行った。(2003年度末で解散) 	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
①郡の構成市町村、③一部事務組合(複合的一部事務組合を含む)の構成市町村、⑦広域市町村圏の構成市町村、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2003年3月、大野町及び宮島町からの、合併協議に関する申し入れを契機に、具体的な合併協議を開始した。	
(5) 任意の合併協議会(設置期間:2003年9月25日~2004年3月31日)	
大野町との任意協議会を設置	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各4名、住民各5名、大学等の研究者1名、収入役・教育長・合併担当部長各1名 計29名
運営上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・任意協議会から民間の委員を選任した。 ・「対等の議論」とするため、全ての事務事業を協議の対象とした。 ・住民説明会、協議会のHP、情報紙などにより、合併協議の情報提供を行った。
(6) 法定協議会(設置期間)	
廿日市市・大野町合併協議会 2004年4月1日~2005年11月2日	
廿日市市・宮島町合併協議会 2004年11月1日~2005年11月2日	
住民発議等	<input checked="" type="checkbox"/> (大野町のみ) (<input checked="" type="checkbox"/> 直接請求・ <input checked="" type="checkbox"/> 住民発議) (「大竹市との合併を推進する会」が中心)・ <input type="checkbox"/> (宮島町)
構成メンバー	<p>廿日市市・大野町合併協議会</p> <p>首長、助役各1名、議員各4名、住民各5名、都道府県職員(広島県広島地域事務所長)、収入役・教育長・合併担当部長各1名 計29名</p> <p>廿日市市・宮島町合併協議会</p> <p>首長、助役1名(廿日市市のみ)、議員各4名、住民各3名、都道府県職員(広島県広島地域事務所長)、収入役(廿日市市のみ)・教育長・参与(宮島町のみ)・合併担当部長(廿日市市のみ)・総務課長(宮島町のみ)・オブザーバー(大野町助役・総務部長) 計26名</p>

運営上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の決定方法について、協議項目の提案、説明、質疑を受けた後、次回の協議会で決定する方法をとった。 ・積極的な情報提供（ホームページの開設、情報紙の発行、合併建設計画概要版及び合併協定関係資料の配付、住民説明会など） 																																				
(7) 基本5項目 (①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産)																																					
<p><協議を行う上での工夫></p> <p><u>廿日市市・大野町合併協議会</u></p> <p>「合併の方式」「合併期日」などの主要項目について、任意協議会で調整方針を決定した。</p> <p><u>廿日市市・宮島町合併協議会</u></p> <p>すでに、廿日市市・大野町合併協議会での決定事項であったことから、特に問題となるものはなかった。</p>																																					
<p><協議開始および決定の時期></p> <p><u>廿日市市・大野町合併協議会</u></p> <table border="1" data-bbox="183 757 1439 891"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>03年10月</td> <td>03年10月</td> <td>03年10月</td> <td>03年10月</td> <td>03年11月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>04年7月</td> <td>04年7月</td> <td>04年7月</td> <td>04年7月</td> <td>04年7月</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>廿日市市・宮島町合併協議会</u></p> <table border="1" data-bbox="183 943 1439 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>04年11月</td> <td>04年11月</td> <td>04年11月</td> <td>04年11月</td> <td>04年11月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	03年10月	03年10月	03年10月	03年10月	03年11月	合意:	04年7月	04年7月	04年7月	04年7月	04年7月		(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	04年11月	04年11月	04年11月	04年11月	04年11月	合意:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																																
協議開始:	03年10月	03年10月	03年10月	03年10月	03年11月																																
合意:	04年7月	04年7月	04年7月	04年7月	04年7月																																
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																																
協議開始:	04年11月	04年11月	04年11月	04年11月	04年11月																																
合意:	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月																																
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>特になし。</p>																																					
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>廿日市市が核となって広島県西部の拠点都市を形成するという方針を基本に、編入合併による方式を決定した。</p>																																					
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>2005年11月3日合併</p> <p>合併特例法の期限内で、かつ、合併に相応しい記念日であること。</p>																																					
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>公募有・無</p> <p>決定手続：任意協議会で方向付けをし、法定協議会での協議により決定。</p> <p>選定理由：2003年3月に旧佐伯町、吉和村との合併をしていることもあり、住民へ与える影響が大きいと判断されたことから、廿日市市とした。</p>																																					
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>既存施設・新規建設</p> <p>編入合併であることから、事務所の位置は廿日市市役所（現施設）とした。</p> <p>（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）</p> <p>大野町役場、宮島町役場は、それぞれ支所とした。</p>																																					
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>（新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）</p> <p>正負ともになし。</p>																																					
<p>(8) 新市建設計画（計画の対象：<u>全市</u>（廿日市市・大野町合併建設計画） <u>編入された区域</u>（廿日市市・宮島町合併建設計画）</p>																																					

計画の期間： 10ヶ年

理由 合併建設計画に基づく財政支援が10ヶ年であること。
新市のまちづくりには、長期的展望も必要であること。

<策定に当たっての工夫>

廿日市市・大野町合併建設計画

任意協議会で実施した住民アンケート結果をまちづくりビジョン（将来構想）に反映し、合併建設計画の基本構想とした。

廿日市市・宮島町合併建設計画

宮島の自然、歴史、文化、市街地の状況などから、市街地ゾーン、歴利・文化ゾーン、自然ゾーンの3つのゾーンに区分し、それぞれの特徴などを踏まえた計画とした。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

特になし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

西中国山地から瀬戸内海までの多種多様な特色をいかすため、「連携・交流・融合」を基本テーマに掲げ、これに沿って新しいまちづくりを進めることとしている。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容>

それぞれの計画を継承する形で、廿日市市を含めた新たな市域全体を対象として、「合併という視点でのまちづくりの方向性」と「合併に伴って必要と考えられる事業」を掲げた。その中で、廿日市市の総合計画が市域全体の施策を示し、これを補完する形で合併建設計画が存在するという整理をしている。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	45,455	22,078	22,232	22,944
地方税	15,366(33.8)	15,290(69.3)	15,832(71.2)	16,569(72.2)
地方交付税	7,280(16.0)	6,788(30.7)	6,400(28.8)	6,375(27.8)
歳出合計	44,663	23,401	23,883	18,691
人件費	9,452(21.2)	9,224(39.4)	9,679(40.5)	8,910(47.7)
(参考:一般職員数)	(1,067人)	(-)	(-)	(-)
公債費	6,320(14.2)	6,286(26.9)	7,095(29.7)	7,018(37.5)
普通建設事業費	9,625(21.6)	7,891(33.7)	7,109(29.8)	2,763(14.8)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

廿日市市及び大野町は、4市5町で構成される広島圏都市計画区域が一部指定されている。宮島町は、全島が都市計画法に基づく風致地区の指定を受けているが、線引きはされていない。合併後も現行のとおり引き継ぐ。

(10) 住民への情報提供等

廿日市市・大野町合併協議会

- ・広報誌等の配布（全 23 号。配布方法：全戸配布）
- ・住民説明会の開催（延べ 26 回開催、延べ 1,489 人参加）
- ・HP の開設（2004 年 5 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数 177,566 回）
- ・その他（具体的に：合併協定関係資料、合併に伴うお知らせ帳の作成、配布）

廿日市市・宮島町合併協議会

- ・広報誌等の配布（全 19 号。配布方法：全戸配布）
- ・住民説明会の開催（延べ 3 回開催、延べ 63 人参加）
- ・HP の開設（2004 年 11 月開設、月 1 回定期更新、アクセス数 125,125 回）
- ・その他（具体的に：建設計画概要版、合併協定関係資料、合併に伴うお知らせ帳の配布）

(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施

廿日市市・大野町任意合併協議会で実施した住民アンケート/大野町で実施された住民アンケート

(名 称)：住民アンケート
 (時 期)：2004年4月25日
 (対象者)：廿日市市 3,000人 大野町 2,000人
 (方 法)：アンケート方式（郵送）

大野町で実施された住民投票

(名 称)：大竹市との合併協議会設置について賛否を問う住民投票
 (時 期)：2004年4月25日
 (対象者)：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 9 条第 2 項に規定する大野町の議会の議員及び長の選挙権を有する者
 (方 法)：投票方式

宮島町で実施された住民投票

(名 称)：宮島町が広島市又は廿日市市と合併することについて町民の意思を問う住民投票
 (時 期)：2004年8月22日
 (対象者)：公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する宮島町の議会の議員及び長の選挙権を有する者
 (方 法)：投票方式

(12) 都道府県からの支援

財政支援：合併協議会等の事業に対する補助金 廿日市市・大野町合併協議会 2,479千円
 廿日市市・宮島町合併協議会 1,111千円
 人的支援：広島県地域事務所長を法定協議会の顧問に委嘱し、合併協議について助言を受けた。

(13) 外部コンサルタントへの委託： 有 ・無

委託費	16,692 千円（廿日市市・大野町合併協議会） 6,733 千円（廿日市市・宮島町合併協議会）
委託内容	合併建設計画策定・地域防災計画策定・例規整備支援・電算統合調査。

5. 合併の内容

(1) 議員

特例の適用 (定数特例 (大野町 定数 7 人) (宮島町 定数 1 人))

その理由	在任特例の適用も協議には上ったが、社会情勢の変化、住民感情を考慮し、定数特例を適用することで合意したもの。	
(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008年7月19日まで特例措置を適用)・無	
その理由	2003年3月の旧佐伯町、吉和村との合併事例に沿った形で、合併協議会で合意したもの。廿日市市に統合し、任期満了まで在任。	
(3) 三役		
旧廿日市市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。	
旧大野町	町長は退職、助役は新市の特別参与、収入役は新市の参事。	
旧宮島町	町長は退職、助役、収入役は不在。	
(4) 一般職		
定員管理	＜新規採用の抑制＞退職補充については、退職者の2/3を補充。	
給与の調整	＜給与の再調整・再計算＞大野町、宮島町の職員について、旧町での採用を廿日市市に採用されたものとみなして、必要な調整を行った。	
役職の調整	人事は平等に行い、廿日市市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱った。	
(5) 組織・機構の整備方法（合併直後は、まず部と一部の課を統合し、それ以外の課は旧自治体の組織をそのまま存続させた。一定の経過期間後、残りの課も統合した）		
合併時の混乱を避けるため、管理部門以外は原則として旧市町の組織をそのまま存続させ、出納室、議会、選挙管理委員会、監査、農業委員会のみ統合した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
該当なし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
その理由	編入される両町の議会議員が激減することに対する住民の不安を払拭するため、「まちづくり推進委員」を設置した。役割は、合併後の一体的なまちづくりに向けて、大野地域と宮島地域の市民と市行政の連携の強化を図り、速やかな市域の一体化と均衡ある発展に資することとしている。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
都市計画税	旧廿日市市 0.2% 旧大野町 未課税 旧宮島町 未課税	旧大野町 2006年度～2010年度 0.1% 2011年度～ 0.2% 旧宮島町 未課税
住民税 (法人の法人税割)	旧廿日市市 税率 14.5% 旧大野町 税率 12.3% 旧宮島町 税率 12.3%	合併日以後に終了する事業年度分から廿日市市の税率14.5%に統一する。
(9) 上下水道使用料＜大野町＞（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする）		
上水道料金	水道使用料、量水器使用料及び施設整備納付金については、水道事業の経営健全化の観点から、適宜、適正な見直しを行うものとする。	
下水道料金	下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。	

(9) 上下水道使用料<宮島町> (調整方針：負担の高い方に合わせる)		
上水道料金	宮島町の簡易水道の水道使用料は、水道事業の経営健全化の観点から、適正な見直しを行い、合併後5年以内に段階的に廿日市市の上水道の算定方法、額に統一するものとする。また、量水器使用料及び施設整備納付金については、廿日市市の上水道の算定方法、額に統一するものとする。	
下水道料金	適正な見直しを行いながら、合併後5年以内に段階的に廿日市市(廿日市処理区)の下水道使用料の額に統一するものとする。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：旧廿日市市の例に合わせる)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：旧廿日市市の例に合わせる)		
賦課徴収方法	2005年度は、現行のとおりとする。	2006年度から、旧廿日市市の例に統一する(資産割を含めた算定方法)
所得割	旧廿日市市 5.1% 旧大野町 6.1% 旧宮島町 5.4%	2006年度から、5.1%に統一する。
資産割	旧廿日市市 18% 旧大野町 なし 旧宮島町 30%	2006年度から、12%に統一する。
均等割	旧廿日市市 25,900円 旧大野町 28,600円 旧宮島町 26,500円	2006年度から、27,500円に統一する。
平等割	旧廿日市市 25,400円 旧大野町 22,400円 旧宮島町 27,500円	2006年度から、22,500円に統一する。
(12) 介護保険事業 (調整方針：旧廿日市市の例に合わせる)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧廿日市市 3,281円 旧大野町 3,284円 旧宮島町 3,167円	2006年度から、4,170円に統一する。
(13) 電算システムの取扱い (合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	旧廿日市市のホストコンピュータに、旧大野町及び宮島町のデータを移行し、データの一元管理及び事務処理を行うこととした。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由	大野地域において、次のとおり住居表示の変更を行った。 ・ 大 国 → 大 野 大野という地名を残すため。 ・ 原 → 大野原 廿日市市にも原という住居表示があったため。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：3,500 百万円/10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（具体的に：2006 年度から 2008 年度の 3 ヶ年で計画策定）
総合計画	策定作業中（具体的に：2006 年度から 2008 年度の 3 ヶ年で計画策定）
(3) 合併による効果	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進> 合併特例債等を活用して、これまで各市町で懸案であった各種事業を実施する。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 地域が一体的に発展していくため事業を確実に推進していくことを基本としている。</p>	
<p><⑥地域のイメージアップ> 世界遺産「厳島神社」のある地域として、さらには、スキー場から海水浴場まである多彩な魅力を持ったまちとして、地域のイメージアップを図る。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> 各支所に市民相談窓口や市民意見箱を設置した。また、大野地域、宮島地域にまちづくり推進委員を委嘱し、地域住民と市行政のパイプ役として活動してもらうこととした。</p>	
<p><①役場が遠くなり不便になる> これまでの役場で行っていた手続き等の各種住民対応業務（福祉、税等の窓口）は、継続して支所においても同じ窓口サービスを受けられるようにしている。</p>	
(5) 残された課題	
<p>2003 年 3 月の合併と合わせ 2 回目の合併となるが、合併により策定した合併建設計画が 3 つあることから、これらを含めた新市の総合計画を策定することが必要であるが、策定と計画の実施において、いかに市民と協働していくか、その仕組みづくりが課題となる。</p>	